

第4期

徳島県鳥獣被害防止対策基本方針

～野生鳥獣による被害低減の実感を目指して～

令和4年3月

徳島県鳥獣被害防止センター

目 次

I	基本方針の期間	1
II	基本方針の趣旨	1
III	前期方針の概要と評価	
	(1) 前期方針の概要	1
	(2) 前期方針の評価	1
	(3) 今後の課題	5
IV	新たな方針の基本目標	5
V	具体的な取り組み方針	
	(1) 捕獲対策の一層の強化	6
	(2) 集落ぐるみの持続可能な防護対策の推進	7
	(3) 多様な担い手の確保・育成	8
	(4) 新技術等を活用した被害対策の展開	9
	(5) 捕獲鳥獣の活用と消費拡大	11
	附属資料	13
	用語解説	15

本冊子における図表の数字は、徳島県における数字を用いている。
本冊子末尾に用語解説がある語句には、「※○」を付している。

I 基本方針の期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）

II 基本方針の趣旨

徳島県では、野生鳥獣による農林水産物等への被害防止を総合的に進めるため、平成18年度に、県、市町村、農林漁業関係団体、猟友会等の関係機関で構成する「徳島県鳥獣被害防止センター※¹」を設置し、「徳島県鳥獣被害防止対策基本方針」を策定し、鳥獣被害防止対策（以下、「対策」という。）に取り組んでいます。

農作物被害金額は、近年は、減少傾向を示し、令和元年度以降は、1億円を下回っておりますが、依然として高い水準にあることから、令和3年6月に改正された「鳥獣被害防止特措法※²」や新たに策定する「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画※³」、「第二種特定鳥獣管理計画※⁴」（「第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画」、「第5期徳島県イノシシ適正管理計画」、「第3期徳島県ニホンザル適正管理計画」）を踏まえ、県民が鳥獣被害軽減を実感できるよう、「野生鳥獣の捕獲」と「捕獲鳥獣の利活用」の一層の推進、県や市町村の鳥獣対策実施隊への「多様な人材の活用」、「新技術を活用した被害対策」を推進します。

III 前期方針の概要と評価

（1）前期方針の概要

野生鳥獣による農作物等の被害の半減を目指して、集落対策を軸とした「防護対策」や「捕獲対策の強化」、「捕獲鳥獣の利活用の推進」、「担い手の育成・確保」を推進

（2）前期方針の評価

①農作物等の被害

○農作物被害

- ・ 令和2年度の被害金額は、平成27年度の74%である9,102万円に減少
- ・ イノシシ被害は、横ばいで推移し、ニホンジカは、ユズやスダチなどの果樹類の被害が拡大
- ・ ニホンザルの被害金額は、減少傾向であるが、被害に算入されない自家消費用の農作物被害が大きく、地域住民の心理的負担が増大
- ・ 3獣種による被害が全体の約93%を占め、鳥類ではカラス、カモが多く、その他、ハクビシン等による被害が発生

○林業被害

- ・主な林業被害はニホンジカによるもので、平成5年から急激に増加
- ・平成20年代には、県全域に被害が拡大し、柵の設置などの対策が必須となり、獣対策を実施しているが、被害は継続

○水産業被害

- ・平成7年頃から吉野川をはじめとする県内の各河川で、カワウによるアユなどの食害が顕在化
- ・カワウは、1羽が1日あたり300～500g程度の魚類を補食するといわれており、内水面漁業において依然として被害が継続

○生活被害

- ・イノシシやニホンザルの住宅地や市街地への出没が増加
- ・人身被害や交通事故等の生活被害の危険性が増大

○自然環境等への影響

- ・剣山系を中心に、ニホンジカによる過度な採食による自然植生の衰退と土壌の流失、景観への悪影響などの問題が顕在化

②野生鳥獣の生息状況

○ニホンジカ

- ・令和5年度までに、推定生息頭数を10,000頭以下まで削減する管理目標を定め、捕獲を強化
- ・捕獲頭数は、年々増加し、令和2年度は、過去最高の15,596頭を捕獲したが、最新の調査結果に基づき、過去も含めて推定生息頭数を上方修正したこともあり、令和元年度の推定生息頭数は、68,500頭

○イノシシ

- ・令和5年度までに、推定生息頭数を5,000頭以下まで削減する管理目標を定め捕獲を強化
- ・令和元年度の生息頭数は、約14,600頭と推定されたが、個体数は、減少傾向

○ニホンザル

- ・加害群を令和5年度までに、「半減させる」ことを目指し、行動調査や個体数調査、大型捕獲檻等による捕獲活動を強化
- ・推定加害群は、157～158群、推定個体数は、5,500～6,800頭

○カワウ

- ・季節による変動があるものの平成28年に2,300羽程度と推測
- ・その後は2,000羽台で推移し、令和元年度は、約2,400羽

③防護対策の強化

○侵入防止柵の整備

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金^{※5}や県単独事業等を活用し、令和2年度までに延べ1,920km（うち電気柵658km）の侵入防止柵を整備

○集落ぐるみの総合対策

- ・侵入防止柵の整備とともに、放任果樹の伐採や耕作放棄地の刈り払いや緩衝帯の設置等の環境整備や花火や電動ガン、モンキードッグ^{※6}等による追い払いなどの集落ぐるみの総合的な対策を推進
- ・集落ぐるみで、鳥獣による「被害ゼロ」を目指すモデル集落を、令和2年度までに48集落育成
- ・モンキードッグは、令和2年度までに、65頭（累計）を育成

○森林における防護対策

- ・平成29年度から、森林法に基づく「鳥獣害防止森林区域^{※7}」を設置
- ・当該区域内について、造林木の確実な育成を図るため、平成29年度から令和2年度までに、造林地710haにおいて、鳥獣害防止施設を整備

○カワウ対策

- ・カワウによるアユ等の有用魚種の食害を防除するため、平成16年度から、漁協関係者が、ロケット花火・テグス等による食害防除や銃器による捕獲、飛来数の調査を実施
- ・平成27年度からは、広域連携による新たなカワウの被害防止対策として、令和2年度までに、12カ所で、勉強会の開催やカワウの営巣調査、糞サンプリング調査等を実施

④捕獲対策の強化

○効率的・効果的な捕獲の推進

- ・イノシシ、ニホンジカは、専門家や猟友会等からなる「ワーキング会議」において、生息状況や捕獲状況等の科学的な知見に基づき、年度毎の「捕獲目標」を設定
- ・狩猟や市町村等が行う有害鳥獣捕獲^{※8}に加え、生息密度の高い地域で、県が主体となり、「指定管理鳥獣捕獲等事業^{※9}」による捕獲を実施
- ・ニホンジカでは、令和元年度から剣山周辺での「集中捕獲」を開始
- ・ニホンザルは、行動調査や出没調査を実施して、加害レベルを判定し、特に加害レベルの高い群れについて、GPS首輪等を活用し、効果的な捕獲を実施

- ・これらにより，平成26年度以降，毎年2万頭を超える鳥獣を捕獲し，令和2年度は，3獣種で24,129頭と過去最高の捕獲

○新たな捕獲システムの構築

- ・農林水産総合技術支援センターによるGPS等を活用したニホンザルの行動解析に基づく捕獲技術やニホンジカの誘引捕獲技術の開発
- ・令和2年度は，ドローンによるニホンザル生息状況調査の試験を実施
- ・ICT技術を活用した「捕獲檻遠隔監視システム^{※10}」や大型捕獲檻^{※11}によるニホンザル大量捕獲技術の導入を推進，令和2年度までに，大型捕獲檻で，2,387頭のニホンザルを捕獲

⑤捕獲鳥獣の利用の推進

○安定出荷・供給体制の強化

- ・捕獲鳥獣を貴重な地域資源として利活用を推進するため，「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン^{※12}」に即した処理加工を行う，ジビエ処理加工施設の整備を推進
- ・平成27年度に5地区，6施設であったジビエ処理加工施設は，令和2年度までに，8地区，10施設となり，空白地域であった県東部圏域や，南部沿岸地域で，新たな施設を整備中
- ・令和2年度の処理頭数は，平成28年度の約3.5倍の1,121頭に増加し，捕獲数に対するジビエ利用割合は，平成28年度の1.6%から4.9%に向上

○衛生的な処理加工の推進

- ・平成27年度から「阿波地美栄衛生処理講習会」を開催し，安全衛生の知識やジビエ利用に向けた捕獲技術を有する狩猟者である「ジビエハンター」を204名育成
- ・令和元年度から食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理研修会を開催
- ・捕獲個体を遠隔地から衛生的に運搬する，「ジビエ用保冷車（ジビエカーJr）」が那賀町に導入され，これまで，69頭を運搬

○「阿波地美栄」の消費拡大と魅力発信

- ・県内の処理加工施設で処理されたシカ・イノシシを「阿波地美栄」と名付け，ブランド化や消費拡大を推進
- ・大学等と連携や事業者等への支援により，ソーセージや缶詰，冷凍食品等の加工品の開発を推進
- ・平成31年1月に開催した「第5回日本ジビエサミットin徳島」をはじめとした魅力発信・消費拡大キャンペーンや学校給食等の消費拡大に向けた研修会などを実施
- ・令和2年度までに，「阿波地美栄」と県産食材を用いた料理を提供する「うまいよ！ジビエ料理店^{※13}」46店舗を認定

⑥担い手の育成・確保

○指導者等の育成

- ・ 農業者等への鳥獣被害対策の指導を担う「鳥獣被害対策指導員※14」を令和2年度までに、延べ169名を養成

○狩猟者の育成・確保

- ・ 狩猟免許試験の実施回数の拡大や試験を日曜日に実施するなど、受験環境を改善
- ・ 徳島大学の狩猟サークルと連携した情報発信や学生を対象とした「狩猟免許・出前講座」、新人狩猟者に対する「初心者技術講習会」、狩猟免許取得を希望する若年層を対象にした、「とくしまハンティングスクール」の開催による若手狩猟者の確保・育成
- ・ 40歳未満の若手狩猟免許所得者は、平成27年度の1.8倍の392名に増加

(3) 今後の課題

農作物被害額は、1億円を下回るまで減少し、令和2年度の捕獲頭数は、過去最高となったが、鳥獣被害対策の効果を実感していただくためには、鳥獣被害や野生鳥獣の生息頭数の大幅な減少が不可欠であることから、県や市町村、猟友会等の関係団体等との連携体制を強化し、引き続き、侵入防止柵の整備や集落ぐるみの「総合的な防護対策」を推進するとともに、多様な担い手の確保やIoT等を活用した新技術の導入、阿波地美栄等の消費拡大の推進等により、「捕獲」と「利用」の更なる推進を図る必要がある。

IV 新たな方針の基本目標

県民の皆様が鳥獣被害の減少を実感でき、農林水産業が発展することを目指し、基本目標を定め、野生鳥獣の「捕獲と利用」を一層推進するため、次の5つの項目について重点的に取り組む。

<基本目標（令和8年度）>

農業被害程度が深刻又は大きい集落の割合を15%以下

※地域住民が感じている3獣種（シカ、イノシシ、サル）の農業被害程度について、集落の代表者等へアンケート調査を実施

<重点項目>

1 捕獲対策の一層の強化

2 集落ぐるみの持続可能な防護対策の推進

3 多様な担い手の確保・育成

4 新技術等を活用した被害対策の展開

5 捕獲鳥獣の活用と消費拡大

V 具体的な取組方向

(1) 捕獲対策の一層の強化

■取組方針

- ・「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画」, 「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく捕獲対策の着実な実施を図るため, 市町村等や関係地方自治体との連携を強化し, 広域及び重点的な捕獲を推進する。
- ・生息状況調査や集落アンケート等のモニタリングデータに基づく, 効率的で効果的な捕獲を展開する。

■活動目標

	基準年 (令和2年度)	5年後 (令和8年度)
○市町村等と連携した広域及び重点捕獲地区数【累計】	1地区	12地区
○生息状況等のモニタリング調査実施地区数【累計】	2地区	21地区

■主な取組

○市町村等との連携強化による捕獲の推進

- ・総合県民局及び東部農林水産局の3ブロック(ユニット)に設置している「地域鳥獣被害対策連絡協議会」を活用した県, 市町村, 関係団体等との連携強化による広域的な捕獲の推進
- ・県と市町村や猟友会, 「鳥獣被害対策実施隊^{※15}」が連携した捕獲やコーディネートを担う人材の確保・育成
- ・高知県, 愛媛県, 香川県との連携を強化し, 生息状況などの情報共有や一斉捕獲等の取り組みを推進
- ・「四国地域野生鳥獣対策ネットワーク^{※16}」, 「中国四国カワウ広域協議会^{※17}」, 「中部近畿カワウ広域協議会^{※18}」等における連携対策の推進

○効率的・効果的な捕獲の推進

- ・狩猟機会を増やすための狩猟期間の延長や禁止猟法の一部解除
- ・「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業^{※19}」(農林水産省)や「指定管理鳥獣捕獲等事業」(環境省)を活用した捕獲の一層の推進
- ・モニタリング調査やアンケート調査の体系的・継続的な実施による生息状況や出没状況, 農作物被害等の把握
- ・モニタリングデータを基に特定した生息密度や被害の大きい地域における重点的な捕獲の実施
- ・IOT・ICT技術を活用した大型捕獲檻による大量捕獲技術の導入推進

(2) 集落ぐるみの持続可能な防護対策の推進

■取組方針

- ・集落ぐるみで取り組む、「侵入防止柵の整備」や耕作放棄地の刈り払い等の「集落環境整備」、花火や電動ガンによる「追い払い」などの総合的な防護対策の推進を図る。
- ・地域内外の多様な人材との協働等による防護対策を推進し、鳥獣害に強い持続可能な集落づくりに繋げる。

■活動目標

	基準年 (令和2年度)	5年後 (令和8年度)
○「被害ゼロ集落」のモデル育成数【累計】	48集落	90集落

■主な取組

○集落ぐるみの総合的な防護対策の推進

- ・農業者と地域住民等が集落ぐるみで行う、侵入防止柵の整備、放任果樹の伐採や耕作放棄地等の刈り払い、山林と農地の境界への緩衝帯の設置などの集落環境整備、花火や電動ガン、モンキードッグによる追い払いなどの総合的な防護対策に取り組む「被害ゼロ集落」の育成
- ・農業者や地域住民等に鳥獣の生態や対策についての知識や技術、集落点検や被害防止計画の作成、集落の意識醸成などの総合的な対策を指導する「鳥獣被害対策指導員」の育成

○多様な担い手との協働による持続可能な集落づくり

- ・「とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業※20」等を活用し、大学や企業、NPO団体等の多様な人材との協働による、侵入防止柵の整備や補修、緩衝帯の設置などの鳥獣害対策の推進



侵入防止柵（複合柵）



モンキードッグ研修会

(3) 多様な担い手の確保・育成

■取組方針

- ・ 県及び市町村の鳥獣被害対策実施隊において、意欲と専門的な知識や技術を有する多様な人材の活用を推進し、新たな狩猟者の確保に繋げる。
- ・ 狩猟の社会的役割や魅力の発信、初心者向け技能講習の実施等により、若手狩猟者の確保・育成を図る。

■活動目標

	基準年 (令和2年度)	5年後 (令和8年度)
○鳥獣被害対策実施隊等における鳥獣捕獲専門員数	12人	18人
○「40歳未満」の狩猟免許所持者数【累計】	384人	420人

■主な取組

○鳥獣被害対策実施隊等への多様な人材の活用

- ・ 県や鳥獣被害対策実施隊等への退役自衛官や警察OB、狩猟免許を有する自治体OBなど、専門的な知識や技術、鳥獣被害防止や捕獲に意欲を有する多様な人材の活用を推進
- ・ 鳥獣被害対策実施隊員等のスキルアップのため、専門的で実践的な研修の実施

○若手狩猟者の育成・確保

- ・ 大学や農業大学校、林業アカデミー等の学生を対象とした「狩猟免許出前講座」や臨時的な「狩猟免許試験」の実施
- ・ 狩猟に興味のある県内外の若者を対象にしたハンティングツアーの開催
- ・ 40歳未満の新規就農者、林業者、UIJターン者等を対象に、狩猟免許取得や捕獲・処理技術の座学とフィールド実習を行う「とくしまハンティングスクール」の開催
- ・ 狩猟免許取得後3年未満の狩猟初心者のスキルアップのための「初心者技術講習会」の開催
- ・ 実際に狩猟経験の無い「ペーパーハンター」を対象に、ベテランハンターが実践的な狩猟技術を指導する「狩猟者養成実習」の実施



とくしまハンティングスクール

(4) 新技術等を活用した被害対策の展開

■取組方針

- ・ I o T や I C T 等の新たな技術を活用した生息状況や行動把握に基づく、防護対策や捕獲などの効率的で効果的な農作物被害対策を推進する。
- ・ 森林や自然植生への被害、カワウによる被害の減少に向け、柵等の設置に加え、苗木の単木保護施設などの新たな鳥獣被害対策の取り組みを拡大する。

■活動目標

	基準年 (令和2年度)	5年後 (令和8年度)
○IoT・ICT技術を活用した捕獲機器の導入数【累計】	206台	500台
○鳥獣害防止森林区域内における対策造林地面積【累計】	710ha	1,970ha
○新たなカワウ被害防止対策の実施箇所数【累計】	12箇所	24箇所

■主な取組

○IoTやICT等の新技術を活用した被害対策の導入促進

- ・ SNSを活用した県民参加型の野生鳥獣の生息、被害状況を把握する「野生鳥獣ウェブサイト」の活用推進
- ・ ドローンやGPS首輪等を活用した野生鳥獣の行動把握や出没予測による効果的な捕獲や柵整備の推進
- ・ IoTやICT等の技術を活用し、罠や捕獲檻を監視・制御する「IoT捕獲監視センサー※21」、 「捕獲檻遠隔監視システム」等の導入による効率的な捕獲の推進

○新たな鳥獣被害対策の展開

- ・ 被害状況や出没情報の分析に基づく、侵入防止柵等の効果的な整備の推進
- ・ 間伐や広葉樹の植栽等により、野生鳥獣が生息できる環境を整える、多様な森林づくりの推進
- ・ 造林地において、防護柵や単木保護施設、薬剤散布等を組み合わせた防護対策の実施
- ・ カワウの被害状況や飛来数等の調査に加え、「関西広域連合」をはじめとした関係府県との連携により収集した被害や生息状況等の情報を踏まえ、本県に適したより効果的な被害対策の実施



ドローンによる生息状況調査



捕獲檻遠隔監視システム



サル用大型捕獲檻



カワウ追い払いのためのテグス張り

(5) 捕獲鳥獣の活用と消費拡大

■取組方針

- ・新たな処理加工施設の整備推進や安定供給体制の強化により捕獲鳥獣の利活用を推進する。
- ・食品衛生法や「阿波地美栄処理衛生ガイドライン」に基づく衛生管理の徹底等による阿波地美栄の安心・安全の向上を図る。
- ・阿波地美栄の魅力発信やブランド力向上により、更なる消費拡大を推進する。

■活動目標

	基準年 (令和2年度)	5年後 (令和8年度)
○ジビエ処理加工施設での処理頭数	1,121頭	2,000頭
○「ジビエハンター※ ²² 」の育成数【累計】	204人	330人
○「阿波地美栄」取扱店※ ²³ 舗数【累計】	46店舗	72店舗

■主な取組

○安全・安心な阿波地美栄の供給拡大

- ・新たな処理加工施設の整備やジビエ用保冷車（「ジビエカーJr」）等の導入促進、一時飼養技術の確立による処理頭数の拡大
- ・処理加工施設の技術向上や食品衛生法等に基づく衛生管理の徹底に向けた研修会の開催、トレーサビリティシステムの導入や国産ジビエ認証の推進
- ・食肉利用を前提とした捕獲や衛生管理の知識と技術を兼ね備えた「ジビエハンター」の育成
- ・E型肝炎や腸管出血性大腸菌等のモニタリング調査の徹底や豚熱まん延防止対策の推進

○阿波地美栄のブランド力向上と消費拡大の推進

- ・外食産業はもとより一般消費者、学校給食等に向けた加工品や未利用部位を活用したペットフード等の開発推進
- ・ジビエの機能性等を活かしたアスリート食等のメニュー開発や管理栄養士や栄養教諭への研修等によるスポーツクラブ、学校給食等での利用促進
- ・「阿波地美栄フェア」をはじめとした消費拡大イベントの実施や飲食店等と処理加工施設のマッチング等による「うまいよ！ジビエ料理店※²²」をはじめとした「阿波地美栄取扱店」の拡大



ジビエ用保冷車（ジビエカーJr）



ジビエ加工品



シカ肉メンチカツ



阿波地美栄 × 狩猟フェスタ



阿波地美栄まつり

附属資料

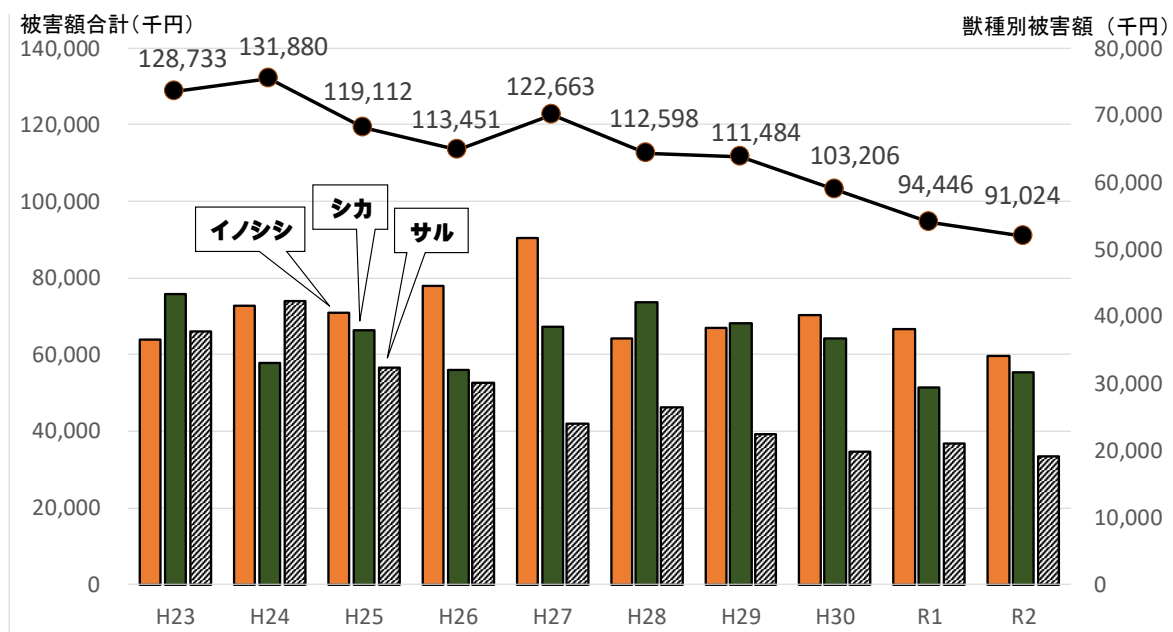


図1 野生鳥獣による農作物被害額の推移

表1 徳島県における獣種別農作物被害金額（上段：令和2年度、下段（ ）：平成27年度）

獣種等	被害金額	1位	2位	3位
イノシシ	3,411万円 (5,173万円)	水稲 1,085万円	タケノコ 621万円	ミカン 538万円
ニホンジカ	3,169万円 (3,840万円)	ユズ 874万円	ミカン 640万円	スダチ 561万円
ニホンザル	1,918万円 (2,399万円)	野菜 1,170万円	果樹 587万円	水稲 118万円

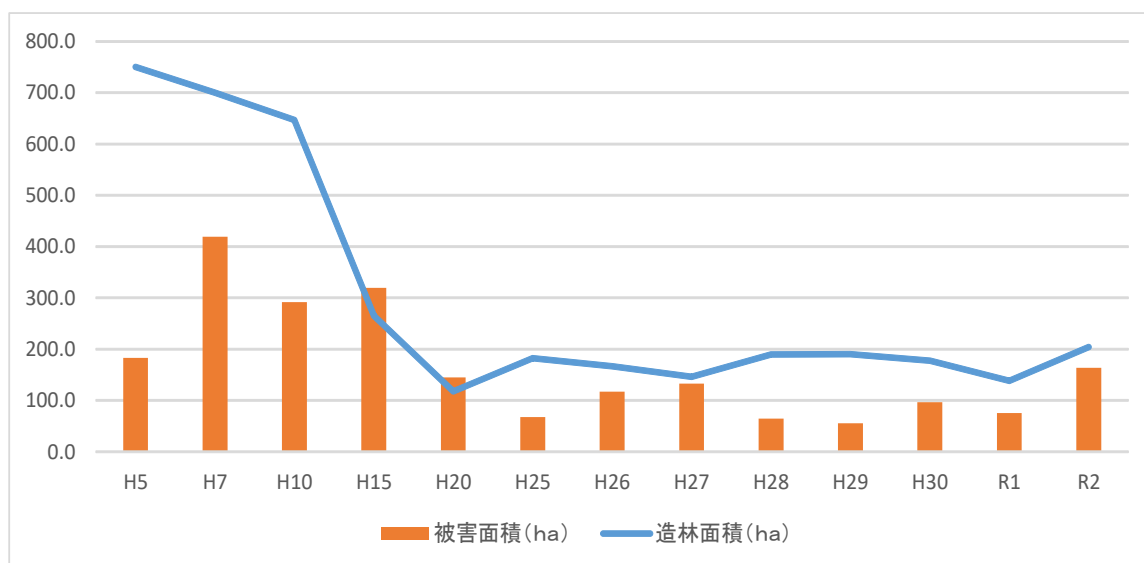


図2 造林面積とニホンジカによる被害面積の推移

表2 イノシシ、ニホンジカ、カワウの推定個体数の推移（単位：頭，羽）

年 度	H28	H29	H30	R元
イノシシ	14,898	16,837	14,902	14,603
ニホンジカ	57,503	57,501	58,486	68,513
カワウ	2,280	2,339	2,697	2,411

表3 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの管理目標、捕獲数の推移

（単位：頭，群）

区 分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (速報値)	占有率
ニホンジカ	捕獲目標	7,000	6,300	6,300	13,800	13,800	15,400	18,800	
	捕獲実績	10,674	12,578	14,013	12,752	12,717	14,355	15,596	64.6%
	対前年比	107.2%	117.8%	111.4%	91.0%	99.7%	112.9%	108.6%	
イノシシ	捕獲目標	H24~28(5年)に33,000頭			6,600	6,600	7,100	8,500	
	捕獲実績	8,240	8,794	6,379	7,488	7,451	8,163	7,427	30.8%
	対前年比	121.5%	106.7%	72.5%	117.4%	99.5%	109.6%	91.0%	
ニホンザル	捕獲目標	1期計画策定	900	900	—	—	—	—	
	捕獲実績	1,774	1,696	1,442	1,388	1,541	1,519	1,106	4.6%
	対前年比	126.9%	95.6%	85.0%	96.3%	111.0%	98.6%	72.8%	
計	捕獲実績	20,688	23,068	21,834	21,628	21,709	24,037	24,129	
	対前年比	114.1%	111.5%	94.7%	99.1%	100.4%	110.7%	100.4%	

表3 侵入防止柵の整備実績（国補事業又は県単独事業を活用）

施 設	県単事業			交付金事業 ^{注1}			合計
	H11~R1	R2	小計	H11~R1	R2	小計	
侵入防止柵 (km)	517.6	0	517.6	1,375.8	26.2	1,402.0	1,919.6
うち電気さく (km)	442.6	0	442.6	211.6	3.3	214.9	657.5

注1 「鳥獣被害防止総合対策交付金」及び「鳥獣被害防止施設緊急整備事業」，
「中山間地域所得向上支援整備交付金」の合計

表4 ジビエ処理加工施設での処理頭数の推移（単位：頭）

獣種名	H28	H29	H30	R1	R2
シカ	292	441	909	1,051	938
イノシシ	26	67	146	223	183
合計	318	508	1,055	1,274	1,121

表5 利用率（処理頭数÷捕獲総数）（単位：%）

獣 種	H28	H29	H30	R1	R2
シカ	2.1	3.5	7.1	7.3	6.0
イノシシ	0.4	0.9	2.0	2.7	2.5
計	2.5	2.5	5.2	5.7	4.9

※1 徳島県鳥獣被害防止センター

農林水産業に対する野生鳥獣被害対策の総合窓口として、県関係各課及び関係機関、関係団体の連携調整と情報共有、被害防止対策関係の事業を進めるため、平成18年4月1日に設置。事務局は徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課。

※2 鳥獣被害防止特措法

（「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」）

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が深刻な状況にあり、その被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興への寄与を目的に、議員立法として平成19年12月14日に成立。

市町村による「被害防止計画」の策定、被害防止計画に基づく「鳥獣被害対策実施隊」の設置や捕獲従事者の猟銃所有許可の更新時等における技能講習の免除、捕獲した鳥獣の食品としての利用等を規定。

令和3年6月に一部改正され、市町村の要請に基づく都道府県による個体数調整捕獲の範囲拡大、鳥獣被害対策実施隊員への多様な人材の活用、捕獲鳥獣のペットフードや皮革等への有効利用について追加。

※3 第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画

鳥獣保護管理法（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」）に基づき、環境省の示す基本指針に則し、鳥獣の保護及び管理を図るために、県が策定する事業実施に関する基本的な計画（5カ年計画、第13次計画の期間は、令和4年3月～令和9年3月）

「鳥獣保護区の指定計画」、「鳥獣保護管理事業の実施体制」等を定める。

※4 第二種特定鳥獣管理計画

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの適正管理を行うため、徳島県鳥獣保護管理事業計画の個別計画として作成、計画期間は上位計画と同様の5カ年

イノシシ、ニホンジカについては、毎年度、ワーキング会議を開催し、捕獲目標を定める。

※5 鳥獣被害防止総合対策交付金

「鳥獣被害防止特措法」に基づく、農林水産省の支援事業。

市町村の「被害防止計画」に基づく侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止対策や有害鳥獣の捕獲、都道府県等の対策について支援

※6 モンキードッグ

農業被害及び生活被害を防止するため、ニホンザルなどの野生鳥獣を追い払うことを目的として訓練された犬。モンキードッグの適正な利用及び管理方法について定めた「徳島県モンキードッグ利用ガイドライン」（平成20年4月）に基づいて養成。

※7 鳥獣害防止森林区域

平成28年5月の森林法の改正に基づき、県が策定する地域森林計画において鳥獣害対策を重点的に行う「鳥獣害防止森林区域」の設定基準や当該区域内での鳥獣害防止対策の方針を定めており、市町村が策定する市町村森林計画において、具体的な「鳥獣害防止森林区域」が設定される。

【鳥獣害防止対策の方針】

区域内においては、造林木の確実な育成を図るため、防護柵や単木保護施設の造林木に対する保護措置を実施する。また、対象鳥獣の生息状況に応じて、保護措置と捕獲を一体的に行い、保護措置の効果を高めるよう努める。

※8 有害鳥獣捕獲

鳥獣保護法に基づき、鳥獣による生活環境、農林水産業等に係る被害を防止するため実施する鳥獣の捕獲等又は鳥類卵の採取等に関する制度。一般捕獲と予察捕獲とがある。

有害捕獲活動は、被害者等からの申請に基づき、県又は市町村が許可する。

※9 指定管理鳥獣捕獲等事業

環境大臣が集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を「指定管理鳥獣」として指定（シカ、イノシシ）し、都道府県等が捕獲を行う事業

県では、平成27年度からニホンジカを対象管理鳥獣として、3地域（中部山溪、剣山山系、阿南・海部海岸）で事業を実施し、平成28年度から、イノシシを対象管理鳥獣として、県が主体となった捕獲事業を実施。

※10 捕獲檻遠隔監視システム

捕獲檻の入り口付近等に監視カメラを設置し、パソコンや携帯電話等を用いて監視しながら、目的とする獣が檻に入ったことを確認して、末端の画面のボタンを操作し、遠隔操作により檻の入り口を閉めて効率的に捕獲するシステム。

※11 大型捕獲檻

一度に多くの個体を捕獲することを目的とした大型の箱わな又は囲いわな。

赤外線感知式トリガー作動装置などを設置し、ニホンザルやニホンジカなどの群れを効果的に捕獲する場合などに用いられる。

※12 阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン

平成22年に、より安全で安心なシカ肉・イノシシ肉が食用と供給されるため「徳島県シカ肉・イノシシ肉処理衛生管理ガイドライン」を策定。更に、シカ肉等の安全性と品質確保を推進するための必要な取組として、狩猟から処理、食肉として販売、消費に至る行程において、狩猟者やシカ肉等を取り扱う食肉処理業者の関係者が共通して守るべき衛生措置を盛り込み、平成27年9月に策定。

※13 うまいよ！ジビエ料理店

「阿波地美栄」と本県産の野菜、果実、魚介類等の食材や調味料等を使用した

地域色豊かな料理を提供する飲食店等を、「うまいよ！ジビエ料理店」として知事が認定。

※14 鳥獣被害対策指導員

野生鳥獣による農作物被害を防止するための専門的知識を有し、農家等に対する確かな防除技術等を指導する者として、徳島県が養成、登録した市町村・JA・農業共済組合等の職員。

※15 鳥獣被害対策実施隊

鳥獣被害防止特措法において、市町村の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができ、市町村長が、市町村職員の中から指名した者及び一般の方の中から被害防止対策への積極的な参加が見込まれる者を任命して編制。

※16 四国地域野生鳥獣対策ネットワーク

四国における野生鳥獣の保護・管理、効率的な対策等の情報交換や専門知識の研さん、対策の広域連携等を図るために、平成20年5月に設立された会議。会員として国の機関、四国4県、独立行政法人、地区協議会（市町村・農業団体）、賛助会員として防止施設製造業者等により構成される。事務局は農林水産省中国四国農政局農村振興部農村環境課。

※17 中国四国カワウ広域協議会

農林水産省中国四国地方環境事務所が事務局となり、平成26年7月に設立、平成27年8月には「中国四国カワウ広域管理指針」が策定された。参加県は9県（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）。

※18 中部近畿カワウ広域協議会

広域的移動を行う習性のあるカワウに対し、水産被害対策を広域で推進するため、平成18年5月22日に本県を含む中部・近畿15府県の行政機関及び関係団体等により設立された協議会。

【関西広域連合】

府県を超えた行政課題を解決するための行政組織で、その部会として、府県境を超えて移動、関西各地で被害を及ぼしているカワウについて、広域的な視点に基づいた取り組みを推進するため、平成24年11月に「関西地域カワウ広域保護管理計画」を策定。

※19 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

農作物に被害を及ぼす野生鳥獣の個体数を集中的かつ効果的に抑制することを目的に、平成25、26年度に「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」が基金事業として実施。平成27年度からは「鳥獣被害防止総合対策交付金」に移行。

主な支援内容は、野生鳥獣の捕獲活動経費や捕獲個体の処理経費への支援

※20 とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業

中山間地域の多面的機能の維持を図るため、農山漁村を応援したい団体（企業、大学、NPO法人等）に「農山漁村協働パートナー」になっていただき、応援を受けたい地域住民の方と協働で農山漁村の保全・活性化活動に取り組む事業

※21 IoT捕獲監視センサー

くくり罠，箱罠，囲い罠に設置し，イノシシ・シカなどの捕獲による罠の作動を感知し，捕獲情報をメール送信し，捕獲状況や罠の作動状況等をパソコン・スマートフォン等で確認できるシステム。

捕獲情報を事前に管理できることで，罠の見回りや止め刺し等の作業の効率化，捕獲データの分析による効果的な捕獲に繋がる。

※22 ジビエハンター

食肉処理を前提とした捕獲や安全衛生の知識と技術を有するハンターで，食肉処理研修や安全衛生講習を受講し，安全な処理を行うための捕獲技術や安全衛生に関する知識を習得した者。

※23 阿波地美栄取扱店

「阿波地美栄処理施設衛生管理ガイドライン」に則した処理施設から出荷された，安全で安心なジビエである「阿波地美栄」及びその加工品を販売する施設

主要な加害鳥獣の生態，被害対策と課題

	イノシシ	ニホンジカ	ニホンザル	カワウ
生態特徴	昼夜を問わず活動，農地には主に夜間出没。成獣のジャンプ力は1m以上。年1回の繁殖で4～5頭出産，寿命はオスが6歳，メスが10歳程度。	昼夜を問わず活動。成獣のジャンプ力は1.5m以上。2歳から出産開始，毎年1頭出産，捕獲しなければ，4～5年で倍増。寿命は4年，最長で15年程度。自然増加率は約17.5%。	主にメスとその子の母系集団で構成する10～100頭の群れで日出～日没に活動，夜間は行動しない。6～7歳から出産開始，2～3年毎に1頭出産，寿命は20歳前後。自然増加率は約15%。	内湾を中心とした沿岸部から内陸の河川などに分布し，集団で生活をする。とくに，夜は多くのカワウが集まって，休息・睡眠をとる。エサとなる魚を求めて集団で季節的移動を行う。
食性	植物，昆虫，ミミズ等	ほとんどの植物(特定種類を除く)	植物，昆虫等	魚食性(海水域～淡水域)
農林水産物被害	農作物全般(特に水稻)，タケノコ等	農作物全般，若齢造林木，植物全般，樹皮	果樹，野菜，水稻等。エサは生後に学習注1)	アユ，オイカワ，ウナギ等
個体数の適正管理	農地周辺の継続的な捕獲圧が必要。個体数把握は階層ベイズ法※2で実施。	個体数管理にはモニタリング調査や計画的な捕獲が必要。個体数把握は階層ベイズ法※2で実施。	安易な捕獲は群れの分裂を助長し被害が拡大する恐れがあり，捕獲前に生息調査が必要。個体数把握は直接カウントが有効。	銃器による捕獲や巢内の卵を擬卵と置き換えることによる繁殖抑制が有効。個体数把握はねぐらにおける直接カウントが有効。
物理的防除	電気柵，トタン柵，ワイヤーメッシュ柵等の設置が有効。適切な設置と保守点検を実施しなければ効果が発揮されない。	ワイヤーメッシュ柵，ネット柵，食害防止チューブ等の設置が有効。皮剥防止には樹木ガード等の設置が有効。	電気柵設置，ネットによる囲い込みが有効。電気柵では金属柵と組み合わせて設置すると多獣種にも対応できる。	水面若しくは休憩場所へのテグスの設置が有効。テグス，煙火等複数の方法を組み合わせることが有効。
その他の防除	一時的な効果は見られるが慣れが生じるため，短期的な使用又は複数の方法を組み合わせる等の工夫が必要。			簡易魚礁の設置による放流魚，産卵親魚の保護が有効。
農地管理	収穫残さの除去，耕作放棄地の整備，放置果樹等の伐採など野生獣の誘因要素の除去が有効。また，林地との境界に緩衝地帯を設置したり，作付けの工夫等も有効である。			ねぐらとなる樹木の伐採による追い出しは有効であるが，他の河川や地域へ飛来するおそれがある。

注1) エサとなる食物は生後に学習するため，農作物に依存すると加害対象の作物が増加